

芦総人第1327-1号
令和7年11月10日

芦屋市現業労働組合
執行委員長 吉田 裕 祈 様

芦屋市長 高 島 峻 輔



給与等の改定について（回答）

2025年10月30日付け文書で要求のあった標記の件について、次のとおり回答する。

記

- 1 一般職及び暫定再任用職員等の給料について
現行どおりとする。
- 2 期末手当・勤勉手当について
別途回答する。
- 3 その他の要求について
上記1及び2を除くその他の要求については、別途口頭回答する。
- 4 給料表の改定について
技能職給料表については別紙1のとおり、国において「一般職の職員の給与に関する法律」が改正された後に改定し、実施時期は令和7年4月1日とする。

以 上

別紙1 技能職給料表新旧対照表

号 給	1 級				2 級				3 級				4 級			
	現 行	改 定 額		引上額	現 行	改 定 額		引上額	現 行	改 定 額		引上額	現 行	改 定 額		引上額
	給料月額	給料月額	間差		給料月額	給料月額	間差		給料月額	給料月額	間差		給料月額	給料月額	間差	
1	181,300	193,800	1,300	12,500	234,900	246,800	1,300	11,900	275,300	286,200	900	10,900	297,700	309,000	1,500	11,300
2	182,600	195,100	1,300	12,500	236,700	248,100	1,400	11,400	276,200	287,100	900	10,900	299,200	310,500	1,500	11,300
3	183,900	196,400	1,400	12,500	237,600	249,500	1,000	11,900	277,100	288,000	900	10,900	300,700	312,000	1,400	11,300
4	185,400	197,800	1,300	12,400	238,600	250,500	1,100	11,900	278,000	288,900	800	10,900	302,100	313,400	1,300	11,300
5	186,800	199,100	1,400	12,300	239,600	251,600	900	12,000	278,800	289,700	900	10,900	303,500	314,700	1,400	11,200
6	188,200	200,500	1,300	12,300	240,200	252,500	900	12,300	279,600	290,600	800	11,000	304,900	316,100	1,300	11,200
7	189,500	201,800	1,500	12,300	241,100	253,400	800	12,300	280,400	291,400	900	11,000	306,200	317,400	1,200	11,200
8	191,000	203,300	1,400	12,300	241,800	254,200	700	12,400	281,200	292,300	900	11,100	307,500	318,600	1,300	11,100
9	192,500	204,700	1,500	12,200	242,600	254,900	800	12,300	282,000	293,200	800	11,200	308,800	319,900	1,300	11,100
10	194,000	206,200	1,900	12,200	243,200	255,700	800	12,500	282,800	294,000	700	11,200	310,100	321,200	1,200	11,100
11	195,900	208,100	1,800	12,200	243,900	256,500	800	12,600	283,500	294,700	600	11,200	311,400	322,400	1,200	11,000
12	197,700	209,900	2,100	12,200	244,600	257,300	1,000	12,700	284,200	295,300	600	11,100	312,600	323,600	1,200	11,000
13	199,800	212,000	2,000	12,200	245,700	258,300	1,000	12,600	284,900	295,900	700	11,000	313,800	324,800	1,200	11,000
14	201,800	214,000	2,000	12,200	247,100	259,300	800	12,200	285,600	296,600	700	11,000	315,000	326,000	1,100	11,000
15	203,800	216,000	2,000	12,200	248,100	260,100	800	12,000	286,300	297,300	500	11,000	316,200	327,100	1,100	10,900
16	205,800	218,000	1,900	12,200	248,800	260,900	700	12,100	286,900	297,800	500	10,900	317,400	328,200	1,100	10,800
17	207,700	219,900	1,800	12,200	249,400	261,600	700	12,200	287,500	298,300	600	10,800	318,500	329,300	1,100	10,800
18	209,600	221,700	1,800	12,100	250,100	262,300	800	12,200	288,100	298,900	600	10,800	319,600	330,400	1,100	10,800
19	211,400	223,500	1,800	12,100	250,700	263,100	900	12,400	288,700	299,500	500	10,800	320,700	331,500	1,000	10,800
20	213,200	225,300	1,600	12,100	251,700	264,000	1,000	12,300	289,300	300,000	500	10,700	321,800	332,500	1,100	10,700
21	214,800	226,900	1,600	12,100	252,700	265,000	800	12,300	289,900	300,500	600	10,600	322,900	333,600	1,100	10,700
22	216,500	228,500	1,700	12,000	253,900	265,800	900	11,900	290,500	301,100	400	10,600	324,000	334,700	1,100	10,700
23	218,200	230,200	1,700	12,000	255,000	266,700	700	11,700	291,000	301,500	400	10,500	325,100	335,800	1,100	10,700
24	219,900	231,900	1,500	12,000	256,000	267,400	600	11,400	291,500	301,900	500	10,400	326,200	336,900	1,100	10,700
25	221,500	233,400	1,500	11,900	256,800	268,000	800	11,200	292,000	302,400	500	10,400	327,300	338,000	1,100	10,700
26	223,000	234,900	1,300	11,900	257,600	268,800	700	11,200	292,500	302,900	500	10,400	328,400	339,100	1,100	10,700
27	224,300	236,200	1,200	11,900	258,300	269,500	600	11,200	293,000	303,400	300	10,400	329,500	340,200	1,100	10,700
28	225,500	237,400	1,400	11,900	259,000	270,100	600	11,100	293,400	303,700	300	10,300	330,600	341,300	1,000	10,700
29	226,900	238,800	1,300	11,900	259,900	270,700	800	10,800	293,800	304,000	400	10,200	331,700	342,300	1,100	10,600
30	228,000	240,100	1,000	12,100	260,700	271,500	600	10,800	294,200	304,400	400	10,200	332,800	343,400	1,000	10,600
31	228,900	241,100	1,200	12,200	261,200	272,100	700	10,900	294,600	304,800	300	10,200	333,800	344,400	1,000	10,600
32	230,000	242,300	1,000	12,300	261,500	272,800	600	11,300	295,000	305,100	300	10,100	334,800	345,400	900	10,600
33	230,900	243,300	1,100	12,400	261,800	273,400	600	11,600	295,400	305,400	400	10,000	335,800	346,300	1,000	10,500
34	231,700	244,400	1,200	12,700	262,300	274,000	500	11,700	295,800	305,800	300	10,000	336,800	347,300	1,000	10,500
35	232,900	245,600	800	12,700	262,800	274,500	600	11,700	296,200	306,100	400	9,900	337,800	348,300	1,000	10,500
36	233,700	246,400	900	12,700	263,500	275,100	800	11,600	296,600	306,500	300	9,900	338,800	349,300	1,000	10,500

別紙1 技能職給料表新旧対照表

号 給	1 級				2 級				3 級				4 級			
	現 行	改 定 額		引上額	現 行	改 定 額		引上額	現 行	改 定 額		引上額	現 行	改 定 額		引上額
	給料月額	給料月額	間差		給料月額	給料月額	間差		給料月額	給料月額	間差		給料月額	給料月額	間差	
37	234,700	247,300	700	12,600	264,200	275,900	500	11,700	297,000	306,800	500	9,800	339,800	350,300	1,000	10,500
38	235,400	248,000	600	12,600	264,800	276,400	600	11,600	297,500	307,300	400	9,800	340,800	351,300	900	10,500
39	236,100	248,600	600	12,500	265,700	277,000	700	11,300	298,000	307,700	600	9,700	341,800	352,200	1,000	10,400
40	236,700	249,200	500	12,500	266,800	277,700	600	10,900	298,600	308,300	600	9,700	342,800	353,200	1,000	10,400
41	237,300	249,700	600	12,400	267,700	278,300	700	10,600	299,200	308,900	500	9,700	343,800	354,200	1,000	10,400
42	237,900	250,300	600	12,400	268,300	279,000	700	10,700	299,800	309,400	600	9,600	344,800	355,200	1,000	10,400
43	238,500	250,900	600	12,400	268,800	279,700	800	10,900	300,400	310,000	600	9,600	345,800	356,200	1,000	10,400
44	239,100	251,500	500	12,400	269,400	280,500	800	11,100	301,000	310,600	600	9,600	346,800	357,200	1,000	10,400
45	239,700	252,000	700	12,300	270,100	281,300	600	11,200	301,600	311,200	500	9,600	347,800	358,200	1,000	10,400
46	240,400	252,700	400	12,300	271,000	281,900	700	10,900	302,200	311,700	600	9,500	348,800	359,200	1,000	10,400
47	241,000	253,100	400	12,100	271,900	282,600	800	10,700	302,800	312,300	600	9,500	349,800	360,200	1,000	10,400
48	241,500	253,500	300	12,000	272,800	283,400	800	10,600	303,400	312,900	500	9,500	350,800	361,200	1,000	10,400
49	242,000	253,800	400	11,800	273,600	284,200	800	10,600	304,000	313,400	500	9,400	351,800	362,200	1,000	10,400
50	242,500	254,200	300	11,700	274,400	285,000	600	10,600	304,600	313,900	600	9,300	352,800	363,200	1,000	10,400
51	243,000	254,500	400	11,500	275,100	285,600	500	10,500	305,200	314,500	600	9,300	353,800	364,200	900	10,400
52	243,500	254,900	600	11,400	275,800	286,100	500	10,300	305,800	315,100	600	9,300	354,700	365,100	900	10,400
53	244,200	255,500	300	11,300	276,200	286,600	400	10,400	306,400	315,700	600	9,300	355,600	366,000	900	10,400
54	244,700	255,800	300	11,100	276,600	287,000	400	10,400	307,100	316,300	700	9,200	356,500	366,900	900	10,400
55	245,200	256,100	300	10,900	277,100	287,400	400	10,300	307,800	317,000	700	9,200	357,400	367,800	800	10,400
56	245,700	256,400	300	10,700	277,500	287,800	500	10,300	308,500	317,700	700	9,200	358,300	368,600	900	10,300
57	246,200	256,700	500	10,500	278,100	288,300	600	10,200	309,200	318,400	700	9,200	359,200	369,500	900	10,300
58	246,700	257,200	500	10,500	278,700	288,900	600	10,200	309,900	319,100	700	9,200	360,100	370,400	900	10,300
59	247,200	257,700	500	10,500	279,400	289,500	600	10,100	310,600	319,800	700	9,200	361,000	371,300	900	10,300
60	247,700	258,200	500	10,500	280,100	290,100	700	10,000	311,300	320,500	700	9,200	361,800	372,200	800	10,400
61	248,200	258,700	400	10,500	280,800	290,800	700	10,000	312,000	321,200	700	9,200	362,600	373,000	800	10,400
62	248,700	259,100	500	10,400	281,500	291,500	500	10,000	312,700	321,900	600	9,200	363,400	373,800	800	10,400
63	249,200	259,600	400	10,400	282,000	292,000	500	10,000	313,400	322,500	700	9,100	364,200	374,600	800	10,400
64	249,700	260,000	500	10,300	282,600	292,500	500	9,900	314,100	323,200	600	9,100	365,000	375,400	800	10,400
65	250,200	260,500	400	10,300	283,100	293,000	500	9,900	314,700	323,800	600	9,100	365,800	376,200	700	10,400
66	250,700	260,900	500	10,200	283,800	293,500	500	9,700	315,300	324,400	600	9,100	366,500	376,900	700	10,400
67	251,200	261,400	500	10,200	284,400	294,000	500	9,600	315,900	325,000	600	9,100	367,200	377,600	700	10,400
68	251,700	261,900	500	10,200	284,900	294,500	400	9,600	316,500	325,600	600	9,100	367,900	378,300	700	10,400
69	252,200	262,400	500	10,200	285,200	294,900	300	9,700	317,100	326,200	600	9,100	368,600	379,000	700	10,400
70	252,700	262,900	500	10,200	285,600	295,200	400	9,600	317,700	326,800	600	9,100	369,300	379,700	700	10,400
71	253,200	263,400	400	10,200	286,000	295,600	500	9,600	318,300	327,400	600	9,100	370,000	380,400	700	10,400
72	253,700	263,800	500	10,100	286,500	296,100	300	9,600	318,900	328,000	500	9,100	370,700	381,100	700	10,400

別紙1 技能職給料表新旧対照表

号 給	1 級				2 級				3 級				4 級			
	現 行	改 定 額		引上額	現 行	改 定 額		引上額	現 行	改 定 額		引上額	現 行	改 定 額		引上額
	給料月額	給料月額	間差		給料月額	給料月額	間差		給料月額	給料月額	間差		給料月額	給料月額	間差	
73	254,200	264,300	500	10,100	286,900	296,400	500	9,500	319,400	328,500	500	9,100	371,400	381,800	700	10,400
74	254,700	264,800	300	10,100	287,400	296,900	500	9,500	319,900	329,000	300	9,100	372,100	382,500	600	10,400
75	255,100	265,100	400	10,000	288,000	297,400	400	9,400	320,300	329,300	400	9,000	372,800	383,100	700	10,300
76	255,500	265,500	300	10,000	288,400	297,800	700	9,400	320,700	329,700	400	9,000	373,500	383,800	700	10,300
77	255,900	265,800	300	9,900	289,100	298,500	300	9,400	321,100	330,100	300	9,000	374,200	384,500	800	10,300
78	256,300	266,100	400	9,800	289,500	298,800	300	9,300	321,400	330,400	300	9,000	375,000	385,300	800	10,300
79	256,700	266,500	400	9,800	289,800	299,100	200	9,300	321,700	330,700	300	9,000	375,800	386,100	800	10,300
80	257,100	266,900	300	9,800	290,100	299,300	600	9,200	322,000	331,000	300	9,000	376,600	386,900	800	10,300
81	257,500	267,200	400	9,700	290,700	299,900	500	9,200	322,300	331,300	300	9,000	377,400	387,700	800	10,300
82	257,900	267,600	600	9,700	291,200	300,400	500	9,200	322,600	331,600	300	9,000	378,200	388,500	800	10,300
83	258,500	268,200	300	9,700	291,700	300,900	200	9,200	322,900	331,900	300	9,000	379,000	389,300	800	10,300
84	258,900	268,500	300	9,600	291,900	301,100	400	9,200	323,200	332,200	300	9,000	379,800	390,100	800	10,300
85	259,300	268,800	700	9,500	292,400	301,500	300	9,100	323,500	332,500	300	9,000	380,600	390,900	800	10,300
86	260,000	269,500	300	9,500	292,800	301,800	600	9,000	323,800	332,800	300	9,000	381,400	391,700	800	10,300
87	260,400	269,800	300	9,400	293,400	302,400	500	9,000	324,100	333,100	300	9,000	382,200	392,500	800	10,300
88	260,800	270,100	400	9,300	293,900	302,900	500	9,000	324,400	333,400	300	9,000	383,000	393,300	800	10,300
89	261,200	270,500	400	9,300	294,400	303,400	400	9,000	324,700	333,700	300	9,000	383,800	394,100	800	10,300
90	261,600	270,900	300	9,300	294,900	303,800	700	8,900	325,000	334,000	300	9,000	384,600	394,900	700	10,300
91	262,000	271,200	300	9,200	295,600	304,500	500	8,900	325,300	334,300	300	9,000	385,300	395,600	700	10,300
92	262,400	271,500	400	9,100	296,100	305,000	600	8,900	325,600	334,600	300	9,000	386,000	396,300	400	10,300
93	262,800	271,900	400	9,100	296,700	305,600	600	8,900	325,900	334,900	200	9,000	386,700	396,700	700	10,000
94	263,200	272,300	400	9,100	297,300	306,200	600	8,900	326,200	335,100	300	8,900	387,400	397,400	700	10,000
95	263,700	272,700	300	9,000	297,900	306,800	400	8,900	326,500	335,400	300	8,900	388,100	398,100	700	10,000
96	264,100	273,000	400	8,900	298,400	307,200	400	8,800	326,800	335,700	300	8,900	388,800	398,800	700	10,000
97	264,500	273,400	300	8,900	298,800	307,600	400	8,800	327,100	336,000	300	8,900	389,500	399,500	700	10,000
98	264,900	273,700	400	8,800	299,200	308,000	500	8,800	327,400	336,300	300	8,900	390,200	400,200	700	10,000
99	265,300	274,100	400	8,800	299,800	308,500	300	8,700	327,700	336,600	300	8,900	390,900	400,900	700	10,000
100	265,700	274,500	400	8,800	300,100	308,800	600	8,700	328,000	336,900	300	8,900	391,600	401,600	700	10,000
101	266,100	274,900	500	8,800	300,700	309,400	500	8,700	328,300	337,200	300	8,900	392,300	402,300		10,000
102	266,600	275,400	400	8,800	301,200	309,900	400	8,700	328,600	337,500	300	8,900				
103	267,000	275,800	400	8,800	301,600	310,300	500	8,700	328,900	337,800	300	8,900				
104	267,400	276,200	400	8,800	302,100	310,800	400	8,700	329,200	338,100	300	8,900				
105	267,800	276,600	400	8,800	302,500	311,200	500	8,700	329,500	338,400	300	8,900				
106	268,200	277,000	400	8,800	303,000	311,700	500	8,700	329,800	338,700	300	8,900				
107	268,600	277,400	400	8,800	303,500	312,200	400	8,700	330,100	339,000	300	8,900				
108	269,000	277,800	500	8,800	303,900	312,600	300	8,700	330,400	339,300	300	8,900				

別紙1 技能職給料表新旧対照表

号 給	1 級				2 級				3 級				4 級			
	現 行	改 定 額		引上額	現 行	改 定 額		引上額	現 行	改 定 額		引上額	現 行	改 定 額		引上額
	給料月額	給料月額	間差		給料月額	給料月額	間差		給料月額	給料月額	間差		給料月額	給料月額	間差	
109	269,500	278,300	400	8,800	304,200	312,900	400	8,700	330,700	339,600	300	8,900				
110	269,900	278,700	500	8,800	304,600	313,300	300	8,700	331,000	339,900	300	8,900				
111	270,400	279,200	500	8,800	305,000	313,600	400	8,600	331,300	340,200	300	8,900				
112	270,900	279,700	600	8,800	305,400	314,000	400	8,600	331,600	340,500	300	8,900				
113	271,500	280,300	500	8,800	305,800	314,400	300	8,600	331,900	340,800	300	8,900				
114	272,000	280,800	300	8,800	306,100	314,700	400	8,600	332,200	341,100	300	8,900				
115	272,300	281,100	300	8,800	306,500	315,100	200	8,600	332,500	341,400	300	8,900				
116	272,600	281,400	300	8,800	306,700	315,300	400	8,600	332,800	341,700	300	8,900				
117	272,900	281,700	300	8,800	307,100	315,700	300	8,600	333,100	342,000	300	8,900				
118	273,200	282,000	300	8,800	307,400	316,000	300	8,600	333,400	342,300	300	8,900				
119	273,500	282,300	300	8,800	307,700	316,300	400	8,600	333,700	342,600	300	8,900				
120	273,800	282,600	300	8,800	308,100	316,700	300	8,600	334,000	342,900	300	8,900				
121	274,100	282,900	300	8,800	308,400	317,000	300	8,600	334,300	343,200	300	8,900				
122	274,400	283,200	300	8,800	308,700	317,300	300	8,600	334,600	343,500	300	8,900				
123	274,700	283,500	300	8,800	309,000	317,600	200	8,600	334,900	343,800	300	8,900				
124	275,000	283,800	300	8,800	309,300	317,800	200	8,500	335,200	344,100	300	8,900				
125	275,300	284,100	300	8,800	309,500	318,000	400	8,500	335,500	344,400	300	8,900				
126	275,600	284,400	300	8,800	309,900	318,400	300	8,500	335,800	344,700	300	8,900				
127	275,900	284,700	200	8,800	310,200	318,700	300	8,500	336,100	345,000	300	8,900				
128	276,100	284,900	200	8,800	310,500	319,000	200	8,500	336,400	345,300	300	8,900				
129	276,300	285,100	200	8,800	310,700	319,200	300	8,500	336,700	345,600		8,900				
130	276,500	285,300	200	8,800	311,000	319,500	300	8,500								
131	276,700	285,500	200	8,800	311,300	319,800	400	8,500								
132	276,900	285,700	200	8,800	311,700	320,200	200	8,500								
133	277,100	285,900	200	8,800	311,900	320,400		8,500								
134	277,300	286,100	300	8,800												
135	277,600	286,400	200	8,800												
136	277,800	286,600	300	8,800												
137	278,100	286,900		8,800												
暫定再 任用職員等	209,000	217,300		8,300	227,500	235,900		8,400	248,600	257,800		9,200	279,800	290,200		10,400

芦総人第1327-2号
令和7年11月10日

芦屋市現業労働組合
執行委員長 吉田 裕 祈 様

芦屋市長 高 島 峻 輔



令和7年12月期の期末・勤勉手当等について（回答）

2025年10月30日付け文書で要求のあった標記の件について、次のとおり回答する。

記

1 令和7年12月期の期末・勤勉手当について

(1) 支給月数

ア 暫定再任用職員等以外の職員 期末手当1.25月 勤勉手当1.05月

イ 暫定再任用職員 期末手当0.70月 勤勉手当0.50月

(2) 支給基準及び支給日

別紙1及び別紙2のとおり

2 期末・勤勉手当の追加支給について

上記1の期末・勤勉手当の支給月数については、国において「一般職の職員の給与に関する法律」が改正された後に、次の支給月数に改定し、増加する月数分の期末・勤勉手当を追加支給する。

(1) 暫定再任用職員等以外の職員 期末手当1.275月 勤勉手当1.075月

(2) 暫定再任用職員等 期末手当0.725月 勤勉手当0.525月

3 令和8年度以降の6月期及び12月期の期末・勤勉手当の支給月数については次のとおりとする。

(1) 暫定再任用職員等以外の職員 期末手当1.2625月 勤勉手当1.0625月

(2) 暫定再任用職員等 期末手当0.7125月 勤勉手当0.5125月

以 上

別紙 1

令和 7 年 1 2 月 1 日に在職する職員に支給する 期末手当及び勤勉手当の支給基準

芦屋市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける職員について、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 22 条及び第 22 条の 4、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例施行規則第 20 条並びに芦屋市技能職員の給与に関する規則第 11 条の規定に基づき、次のとおり期末手当及び勤勉手当を支給する。

ただし、暫定再任用職員等については、別に定める「令和 7 年 1 2 月 1 日に在職する暫定再任用職員等に支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準」によるものとする。

1 支給対象者

期末手当及び勤勉手当の支給を受ける職員は、令和 7 年 1 2 月 1 日（以下「基準日」という。）に在職する支給制限を受けていない職員（基準日前 1 月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員を含む。）とする。ただし、次の各号に掲げる職員を除く。

- (1) 無給休職者
- (2) 停職者
- (3) 育児休業職員のうち、芦屋市職員の育児休業等に関する条例（以下「育児休業条例」という。）第 5 条の 2 に規定する職員以外の職員
- (4) 配偶者同行休業をしている職員

2 支給額

期末手当及び勤勉手当の支給額は、次の各号に掲げる算式により算出した額に、第 4 項及び第 5 項に規定する支給割合を乗じて得た額とする。

- (1) 期末手当
$$\text{支給額} = \text{支給基礎額} \times 1.25$$
- (2) 勤勉手当
$$\text{支給額} = \text{支給基礎額} \times 1.05$$

3 支給基礎額

期末手当及び勤勉手当の計算の基礎となる支給基礎額は、基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額、扶養手当及び地域手当を基準として、次の各号に掲げる算式により算出した額とする。

(1) 技能職給料表適用者

ア 職務の級が4級の職員

(給料月額+扶養手当+地域手当①)
+ (給料月額+地域手当②) × 0.1

イ 職務の級が3級の職員

(給料月額+扶養手当+地域手当①)
+ (給料月額+地域手当②) × 0.05

ウ 職務の級が2級の職員及び1級の職員

給料月額+扶養手当+地域手当①

(2) 前各号に規定するもののうち、給料月額、扶養手当及び地域手当の額は、次のとおりとする。

ア 給料月額

基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料月額。ただし、前号に規定するもののうち、平成19年3月31日に受けていた給料月額と平成26年3月31日に受けていた給料月額のうち、いずれか多い額に達しないこととなる職員については、給料月額のほか、その額との差額に相当する額とする。

イ 扶養手当

子については13,000円、配偶者は3,000円、その他の扶養親族はそれぞれ6,500円とする。(特定期間内にある子がいる場合については、当該子1人につき5,000円を加算する。)

ウ 地域手当①

(給料月額+扶養手当) × 0.14

エ 地域手当②

給料月額 × 0.14

4 期末手当の支給割合

(1) 期末手当の支給割合は、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次に掲げる割合とする。

ア	在職期間が6月の場合	100%
イ	〃 5月以上6月未満の場合	90%
ウ	〃 4月以上5月未満の場合	80%
エ	〃 3月以上4月未満の場合	65%
オ	〃 2月以上3月未満の場合	50%
カ	〃 1月以上2月未満の場合	35%
キ	〃 1月未満の場合	30%
ク	〃 ない場合	0

(2) 前号に規定する「在職期間」とは、給与条例の適用により給与の支給を受ける職員

として在職した期間とする。

(3) 前号の在職期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

ア 育児休業をしている職員（次に掲げる育児休業を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間

① 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（期間が2以上あるときはそれぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

② 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

イ 育児短時間勤務をしている職員として在職した期間については、短縮された勤務時間の短縮分に相当する期間の2分の1の期間

ウ 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

5 勤勉手当の支給割合

(1) 勤勉手当の支給割合は、基準日以前6月以内の期間においてその者が勤務した期間に応じて、次に掲げる割合とする。

ア	勤務した期間が6月の場合	100%
イ	〃 5月以上6月未満の場合	90%
ウ	〃 4月以上5月未満の場合	80%
エ	〃 3月以上4月未満の場合	70%
オ	〃 2月以上3月未満の場合	60%
カ	〃 1月以上2月未満の場合	45%
キ	〃 15日以上1月未満の場合	30%
ク	〃 15日未満の場合	10%
ケ	〃 ない場合	0

(2) 前号に規定する「勤務した期間」とは、給与条例の適用により給与の支給を受ける職員として在職した期間とする。

(3) 前号の勤務した期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

ア 休職の期間（公務上又は通勤上の負傷、疾病による休職の期間を除く。）

イ 私傷病療養休暇により勤務しなかった期間から勤務を要しない日及び休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

ウ 育児休業をしている職員（次に掲げる育児休業を除く。）として在職した期間

① 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3

条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（期間が2以上あるときはそれぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

- ② 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

エ 育児短時間勤務をしている職員として在職した期間については、短縮された勤務時間の短縮分に相当する期間

オ 部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間（期間の計算については、部分休業を取得した合計時間数を1日の勤務時間で除して得た数を日数とする。）

カ 介護休暇により勤務しなかった期間から勤務を要しない日及び休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

キ 介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間（期間の計算については、介護時間を取得した合計時間数を1日の勤務時間で除して得た数を日数とする。）

ク 育児部分休暇の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間（期間の計算については、育児部分休暇を取得した合計時間数を1日の勤務時間で除して得た数を日数とする。）

ケ 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その全期間

- (4) 基準日以前6月以内の期間において給与条例第15条の規定により給与を減額された職員（欠勤者）の勤勉手当は、前3号の規定を適用して得た額から、その額に給与を減額された日1日につき180分の1を乗じて得た額を減額した額とする。

6 支給日

期末手当及び勤勉手当の支給日は、令和7年12月10日（水）とする。

以 上

別紙 2

令和 7 年 1 2 月 1 日に在職する暫定再任用職員等に 支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準

芦屋市職員の定年等に関する条例第 1 2 条並びに令和 4 年改正条例附則第 4 条及び 6 条の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員等」という。）について、給与条例第 2 2 条及び第 2 2 条の 4、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例施行規則第 2 0 条並びに芦屋市技能職員の給与に関する規則第 1 1 条の規定に基づき、次のとおり期末手当及び勤勉手当を支給する。

1 支給対象者

期末手当及び勤勉手当の支給を受ける暫定再任用職員等は、令和 7 年 1 2 月 1 日（以下「基準日」という。）に在職する支給制限を受けていない職員（基準日前 1 月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員を含む。）とする。ただし、次の各号に掲げる職員を除く。

- (1) 無給休職者
- (2) 停職者

2 支給額

期末手当及び勤勉手当の支給額は、次の各号に掲げる算式により算出した額に、第 4 項及び第 5 項に規定する支給割合を乗じて得た額とする。

- (1) 期末手当
$$\text{支給額} = \text{支給基礎額} \times 0.70$$
- (2) 勤勉手当
$$\text{支給額} = \text{支給基礎額} \times 0.50$$

3 支給基礎額

期末手当及び勤勉手当の計算の基礎となる支給基礎額は、基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額（教職調整額を含む。）及び地域手当を基準として、次に掲げる算式により算出した額とする。

- (1) 暫定再任用職員等
 - ア 職務の級が 4 級及び 3 級の職員
$$(\text{給料月額} + \text{地域手当}) + (\text{給料月額} + \text{地域手当}) \times 0.10$$
 - イ 職務の級が 2 級の職員
$$\text{給料月額} + \text{地域手当}$$
- (2) 給料月額及び地域手当の額は、次のとおりとする。

ア 給料月額

基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）の給料月額。

イ 地域手当

給料月額×0.14

4 期末手当の支給割合

- (1) 期末手当の支給割合は、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次に掲げる割合とする。

ア	在職期間が6月の場合	100%
イ	〃 5月以上6月未満の場合	90%
ウ	〃 4月以上5月未満の場合	80%
エ	〃 3月以上4月未満の場合	65%
オ	〃 2月以上3月未満の場合	50%
カ	〃 1月以上2月未満の場合	35%
キ	〃 1月未満の場合	30%
ク	〃 ない場合	0

- (2) 前号に規定する「在職期間」とは、給与条例の適用により給与の支給を受ける職員として在職した期間とし、定年退職前の「在職期間」は、通算する。

- (3) 前号の在職期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

ア 育児休業をしている職員（次に掲げる育児休業を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間

① 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（期間が2以上あるときはそれぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

② 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

イ 育児短時間勤務をしている職員として在職した期間については、短縮された勤務時間の短縮分に相当する期間の2分の1の期間

ウ 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

5 勤勉手当の支給割合

- (1) 勤勉手当の支給割合は、基準日以前6月以内の期間においてその者が勤務した期間に応じて、次に掲げる割合とする。

ア	勤務した期間が6月の場合	100%
イ	〃 5月以上6月未満の場合	90%

ウ	〃	4月以上5月未満の場合	80%
エ	〃	3月以上4月未満の場合	70%
オ	〃	2月以上3月未満の場合	60%
カ	〃	1月以上2月未満の場合	45%
キ	〃	15日以上1月未満の場合	30%
ク	〃	15日未満の場合	10%
ケ	〃	ない場合	0

(2) 前号に規定する「勤務した期間」とは、給与条例の適用により給与の支給を受ける職員として在職した期間とし、定年退職前の「勤務した期間」は、通算する。

(3) 前号の在職期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

ア 休職の期間（公務上又は通勤上の負傷、疾病による休職の期間を除く。）

イ 私傷病療養休暇により勤務しなかった期間から勤務を要しない日及び休日を除いた日が30日に1週間当たりの勤務時間を38.75で除した割合を乗じて得た日数を超える場合には、その勤務しなかった全期間

ウ 育児休業をしている職員（次に掲げる育児休業を除く。）として在職した期間

① 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（期間が2以上あるときはそれぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

② 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

エ 育児短時間勤務をしている職員として在職した期間については、短縮された勤務時間の短縮分に相当する期間

オ 部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日に1週間当たりの勤務時間を38.75で除した割合を乗じて得た日数を超える場合には、その勤務しなかった全期間（期間の計算については、部分休業を取得した合計時間数を1日の勤務時間で除して得た数を日数とする。）

カ 介護休暇により勤務しなかった期間から勤務を要しない日及び休日を除いた日が30日に1週間当たりの勤務時間を38.75で除した割合を乗じて得た日数を超える場合には、その勤務しなかった全期間

キ 介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日に1週間当たりの勤務時間を38.75で除した割合を乗じて得た日数を超える場合には、その勤務しなかった全期間（期間の計算については、介護時間を取得した合計時間数を1日の勤務時間で除して得た数を日数とする。）

ク 育児部分休暇の承認を受けて勤務しなかった期間が30日に1週間当たりの勤務時間を38.75で除した割合を乗じて得た日数を超える場合には、その勤務しなかった全期間（期間の計算については、部分休業を取得した合計時間数を1日の勤務時間で除して得た数を日数とする。）

ケ 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その全期間

- (4) 基準日以前6月以内の期間において給与条例第15条の規定により給与を減額された職員（欠勤者）の勤勉手当は、前3号の規定を適用して得た額から、その額に給与を減額された日1日につき180分の1に38.75を1週間当たりの勤務時間で除した割合を乗じて得た割合を乗じて得た額を減額した額とする。

6 支給日

期末手当及び勤勉手当の支給日は、令和7年12月10日（水）とする。

以 上